

茨城県報

第7628号

昭和63年2月12日

金曜日

目次

告示

●公園事業の変更(環境管理課).....	1
●優良興行(映画)の推奨(県民生活課).....	2
●新規土地改良事業の審査(2件)(農地管理課).....	2
●道路の区域変更(2件)(道路維持課).....	3
●道路の供用開始(3件)().....	4
●土地改良区役員の就任(土地改良事務所).....	5

(公安委員会)

●緊急自動車の指定及び取消し.....	6
---------------------	---

公告

●漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞(漁政課).....	8
●都市計画の図書の縦覧(5件)(都市計画課).....	9
●開発行為の工事完了(3件)(建築指導課).....	11
●道路位置の指定(2件)().....	12

正誤

●昭和63年1月28日付け茨城県報第7624号中.....	13
-------------------------------	----

告示

茨城県告示第188号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第13条第3項で準用する同法第12条第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

なお、当該公園事業の位置を表示した図面は、茨城県環境局環境管理課及び山島村役場に備えていて公衆の縦覧に供する。

昭和63年2月12日

茨城県知事 竹内 藤 男

変更事項	変更前	変更後
施設の規模	区域面積 31,100 平方メートル	区域面積 105,100 平方メートル

茨城県告示第 189 号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第7条の規定に基づき、青少年に有益な興行として、次のものを推奨する。

昭和63年 2 月 12 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 推奨番号 11
- 2 種類 映画
- 3 題名 オバケちゃん
- 4 制作会社 大映映像株式会社
- 5 配給会社 茨城映画センター
- 6 内容及び推奨理由

この作品は、松谷みよ子氏の同名作品を映画化したものである。

美しい森にパパと一緒に絵を描きにやってきたノンちゃんがオバケちゃんと出会い仲良しになり、不動産業者がこの森を売って大もうけしようとしているのを知って開発をやめさせようとオバケ一家と共に大活躍する。

自然破壊への警鐘と失われた人間性の回復というテーマを楽しく美しいメルヘンタッチで描いた作品であり、青少年の健全育成に有益である。

茨城県告示第 190 号

真壁中部土地改良区から昭和62年12月18日付けで認可申請のあった飯塚地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年 2 月 12 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 真壁中部土地改良区定款の写し
飯塚地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和63年 2 月 12 日から昭和63年 3 月 5 日まで
- 3 縦覧の場所 真壁町役場

茨城県告示第 191 号

酒寄土地改良区から昭和62年12月18日付けで認可申請のあった砂田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年 2 月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 酒寄土地改良区定款の写し
砂田地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和63年 2 月12日から昭和63年 3 月 5 日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 真壁町役場

茨城県告示第 192 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和63年 2 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年 2 月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道 路 の 種 類 県道
- 2 路 線 名 石岡下館線
- 3 道 路 の 区 域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡真壁町大字塙世字金砂 933番地先から	旧	メートル 最大 7.4 最小 4.2	メートル 1,320.0	
		最大 28.0 最小 12.6	1,228.0	
真壁郡真壁町大字源法寺字雷 40番 1 地先まで	新	最大 28.0 最小 12.6	1,228.0	旧道移管のため

茨城県告示第 193 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和63年 2 月 12 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年 2 月 12 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 取手東線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北相馬郡利根町惣新田 仮地番46から	旧	メートル 最大 15.0	メートル 86.0	
		最小 8.3		
北相馬郡利根町惣新田 仮地番69まで	新	最大 15.0	86.0	工事用迂回路
		最小 8.3		
		最大 12.1	101.0	
		最小 6.5		

茨城県告示第 194 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和63年 2 月 12 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年 2 月 12 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道取手東線
- 2 供用開始の区間 北相馬郡利根町惣新田仮地番46から
北相馬郡利根町惣新田仮地番69まで
- 3 供用開始の期日 昭和63年 2 月 12 日

茨城県告示第 195 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和63年 2 月 12 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年 2 月 12 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道常陸太田烏山線
- 2 供用開始の区間 久慈郡水府村大字松平字松平336番地先から
久慈郡水府村大字棚谷字峯下1914番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和63年 2 月12日

茨城県告示第 196 号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和63年 2 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和63年 2 月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道 118号
- 2 供用開始の区間 那珂郡大宮町字野中713-2 番地から
那珂郡大宮町字野中661-2 番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和63年 2 月12日

茨城県告示第 197 号

竜ヶ崎市川原代町2640番地の 1 に事務所を置く牛久沼土地改良区から次のとおり役員が就任した
旨、土地改良法 (昭和24年法律第 195 号) 第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17
項の規定により公示する。

昭和63年 2 月12日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 丹 下 律 夫

就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
竜ヶ崎市佐貫町450番地	理 事	宮 本 清三郎	
“ 大徳町3776番地	“	菅 生 文 夫	
“ “ 5931番地	“	石 島 任	

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第 4 号

道路交通法施行令 (昭和35年政令第 270 号) 第13条第 1 項の規定により、緊急自動車の指定及び
取消しを行ったので公示する。

昭和63年 2 月12日

茨城県公安委員会委員長 菊 池 信 弘

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者、使用者氏名
2072	水戸88す 4518	ニッサン 63年	警察責務遂行用	茨城県警察本部
2073	" 4528	トヨタ 63年	眼球、腎臓及びその摘出医師器材の応急搬送	水戸赤十字病院
2074	土浦88せ 2215	"	公益事業 (ガス事業)	取手ガス(株)
2075	水戸88せ 2900	"	公共応急作業用 (J A F)	日本自動車連盟 茨城支店
2076	水戸88す 4523	ニッサン 63年	道路維持作業用 (道路パトロール)	日本道路公団 日立管理事務所
2079	" 4533	トヨタ 63年	道路維持作業用 (道路パトロール)	"
2080	" 4534	"	"	"
2083	水戸11に 9602	三菱 63年	公共応急用 (電気事業)	東京電力株式会社 日立営業所

2 緊急自動車の指定取消し

指 定 番 号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	使用者名称	告 示 日 月 年	告 示 番 号	理 由
1069	水戸88す 187	トヨタ 53年	警察責務遂行用	茨城県警察本部	53.11.24	44	廃車
1138	水戸88せ 390	マツダ 54年	"	"	54.9.25	40	"
1156	" 404	"	"	"	54.10.25	46	"
1175	" 457	トヨタ 54年	"	"	54.12.20	51	"
1177	" 459	"	"	"	"	54	"
1186	" 464	マツダ 54年	"	"	54.12.27	56	"
1187	水戸33さ2033	ニッサン54年	"	"	55.1.14	2	"
1188	" 2034	"	"	"	"	2	"
1189	" 2035	"	"	"	"	2	"
1190	" 2036	"	"	"	"	2	"

1194	水戸55と5478	ホンダ 54年	警察責務遂行用	茨城県警察本部	55. 1. 24	3	廃車
1235	水戸88せ 661	トヨタ 55年	〃	〃	55. 7. 14	23	〃
1236	〃 662	〃	〃	〃	〃	23	〃
1237	〃 663	〃	〃	〃	〃	23	〃
1242	水戸33さ2768	ニッサン55年	〃	〃	55. 8. 4	25	〃
1244	水戸88せ 688	〃	〃	〃	55. 8. 18	26	〃
1252	水戸55て4775	ニッサン54年	〃	〃	55. 9. 1	27	〃
1254	水戸88せ 701	マツダ 55年	〃	〃	55. 9. 18	30	〃
1257	〃 704	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1258	〃 716	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1274	〃 784	ニッサン55年	〃	〃	55. 10. 9	37	〃
1275	〃 785	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1277	〃 〃 2587	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1278	〃 788	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1279	〃 789	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1280	〃 790	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1281	〃 791	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1332	〃 885	マツダ 55年	〃	〃	56. 1. 8	1	〃
1424	〃 1131	ニッサン56年	〃	〃	56. 12. 24	40	〃
1474	水戸55ゆ 995	トヨタ 57年	〃	〃	57. 7. 5	15	〃
1567	水戸88せ9157	ダットサン58年	〃	〃	58. 9. 8	27	〃
1568	〃 9158	〃	〃	〃	〃	〃	〃

1964	水戸88す 224	トヨタ 53年	眼球、腎臓及び 摘出医師器材の 運搬	日本赤十字病院	61.12.8	38	廃車
1995	水戸88せ2717	ニッサン62年	輸血用血液輸送	セントラル医学 検査研究所	62.5.21	21	道路交通法施行令第13条に該当しない。

3 道路維持作業用自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者、使用者氏名
2077	水戸88す 4532	三 菱 63年	道路維持作業用	日本道路公団 日立管理事務所
2078	” 4523	ニッサン 63年	”	”
2081	” 4535	トヨタ 63年	”	”
2082	” 4536	”	”	”
2083	” 4533	”	”	”
2084	” 4534	”	”	”

公 告

●漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞

茨城県海面漁業調整規則（昭和39年茨城県規則第87号）第49条及び第51条の規定による行政処分に関する聴聞を次のとおり行うので、茨城県漁業関係聴聞規則（昭和40年茨城県規則第104号）第2条の規定により公告する。

昭和63年 2 月 12 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 事 項 茨城海区における漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞
- 2 期 日 昭和63年 3 月 2 日
- 3 場 所 水戸市三の丸 1 - 7 - 41

「県職員会館」

●都市計画の図書の縦覧

日立都市計画下水道の変更に伴い、日立市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和63年 2 月 12 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分 台原町 1 丁目, 2 丁目, 3 丁目

森山町字大原

大沼町字台原の一部

久慈町 4 丁目の一部

削除する部分 留町字北河原の一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

~~~~~

竜ヶ崎・牛久都市計画道路の変更に伴い、竜ヶ崎市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和63年 2 月 12 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

3・5・30 佐貫 1 号線

竜ヶ崎市若柴町字長沼の一部

3・5・32 佐貫 3 号線

竜ヶ崎市若柴町字清庵, 字尾ノ作, 字馬場台の各一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

~~~~~

鹿島・臨海都市計画下水道の変更に伴い、鹿島町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和63年 2 月 12 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

鹿島町大字宮中字神野附, 字平須賀, 字谷

大字下塙字井戸尻, 字横田, 字坊下, 字広角, 字大畑, 字大坪, 字坂利, 字向地, 字根向, 字宮本

大字佐田字釈迦堂，字新宿，字新宿岨，字前岨，字大畑，字佐久畑，字六兵エ屋敷，字
屋敷廻り岨，字バイヂン，字バイヂン岨，字池田，字横田

大字鉢形字南，字前山峡，字川頭

大字平井字村津田，字五明

大字下津字大原山の各全部

鹿島町大字宮中字三笠山，字桜山，字新町附，字桜町附，字神野，字根畑下，字安崎，字阿耕
作，字向山，字阿崎，字広内，字栗林，字御園生，字萩原内，字片野，字田ノ
神，字荒野内，字松岸，字館ノ腰，字須賀道，字荒原

大字宮津台

大字大船津字鶴町

大字根三田字根畑

大字下埜字谷川，字埜，字栄町，字新畑

大字佐田字寒田，字大夫羽場，字国神，字砂子田，字国神岨，字前畑

大字鉢形字本内，字西谷岨，字鴻ノ巢，字開桂，字旭町，字広前，字砂山

大字平井字板宮前，字灘，字海岸，字高尾崎，字高塚西，字関田，字押合，字北，字鹿
島道南，字前山，字八幡西

大字谷原字西谷原

大字木滝字国神，字飯塚

大字下津字下山，字海岸

大字栗生字東山

木滝佐田谷原入会字長町

港ヶ丘

高天原一丁目，高天原二丁目

神野一丁目，神野二丁目，神野四丁目の各一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

鹿島・臨海都市計画下水道の変更に伴い，神栖町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を
受けたので，都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2
項の規定により，当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和63年 2 月 12 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

神栖町大字木崎字砂の全部

神栖町大字木崎字大山，大字平泉十二入会，大字息栖字出来々の各一部

神栖町知手中央一丁目，二丁目の各全部

神栖町大字知手字知手，字砂の各一部

神栖町大字東深芝，大字東和田，大字北浜，大字南浜の各全部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

~~~~~

鹿島・臨海都市計画下水道の変更に伴い、波崎町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和63年2月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

波崎町字波崎，字豊ヶ崎，字東仲島町，字西仲島町，字東明神町，字明神前，字東明神前，字鶴ヶ芝，字本郷新田，字老ノ松，字海老台，字小生砂，字銘畑，字上小生砂，字小玉台，字汐付道，字山中，字古屋敷，字田端，字松合，字西内，字本郷の各全部

波崎町字豊ヶ浜，字亀ノ井，字浜新田，字老野，字上源内場，字源内場，字浜道，字屋敷添，字新堀，字西道，字前川，字大道，字宅地添の各一部

波崎町字高野，字屋敷添，字下道，字外屋敷，字別所，字松崎，字矢田部道，字神明台，字二反田，字野道，字稲荷渚木，字東，字生稲古，字谷中，字中才，字中方，字押越，字一本松，字上新田，字池端，字下割，字葭沼，字内ノ割，字外浜割の各一部

波崎町土合北一丁目，土合北二丁目，土合本町一丁目，土合本町二丁目，土合本町三丁目，土合本町四丁目，土合本町五丁目，土合東一丁目，土合東二丁目，土合中央一丁目，土合中央二丁目，土合中央三丁目，土合南一丁目，土合南二丁目，土合南三丁目，土合西一丁目，土合西二丁目，土合西三丁目，土合西四丁目の各全部

波崎町大字矢田部字押上，字外野，字土合，字植松，字後山，字清水，字前谷原，字萩沼，字追堀，字海老台の一部

波崎町大字砂山の全部

波崎町大字柳川，字相生松，字島松，字高砂松，字外浜，字二本松，字松代の各一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

●開発行為の工事完了

~~~~~

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和63年2月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる区域の名称

鹿島郡神栖町大字東深芝2-3

(第1工区)

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡神栖町大野原4-7-1

関東グレーンターミナル株式会社

代表取締役社長 行 木 陽 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城市大字結城字五本木10567番42, 10567番43, 10567番44, 10579番1, 10579番2, 10588番1, 10588番3

2 事業主の住所及び氏名

結城市大字結城10574番

染 田 保 男

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和63年2月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字尾崎字前山382番2, 396番1, 397番

2 事業主の住所及び氏名

東京都港区新橋2丁目21番1-301号

佐藤建設株式会社

取締役社長 佐 藤 泰一郎

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和63年2月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
潮土木指令 第 33 号	63. 2 . 2	(株)鹿島商事 代表取締役 加藤 貞雄	鹿島郡大洋村大 字汲上1221- 2	鹿島郡銚田町大字大竹 字仲ノ町911- 1	メートル 4.20	メートル 35.00
" 第 34 号	"	(株)大 殖 代表取締役 今野 才一	東京都新宿区新 宿 5 -17-11	鹿島郡大野村大字志崎 字北割原33- 2, 3, 4, 21, 23	6.20	44.98

正 誤

●昭和63年 1月28日付け茨城県報第7624号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
2	下から2	「つくば市168」	「つくば市163」



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 2, 0 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)